

実務対応報告公開草案第 16 号

「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」の公表

実務対応報告公開草案第 17 号（実務対応報告第 1 号の改正案）

「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」の公表

コメントの募集

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）では、新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理について、実務対応報告第 1 号「新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 1 号」という。）（平成 14 年 3 月 29 日公表）及び実務対応報告第 11 号「外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理に関する実務上の取扱い」（以下「実務対応報告第 11 号」という。）（平成 15 年 9 月 22 日公表）を公表しておりますが、会社法（平成 17 年法律第 86 号）が平成 17 年 7 月 26 日に公布され、新株予約権及び新株予約権付社債に関する手続の整備がなされたこと等に伴い、同法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱いを明らかにするための審議及び実務対応報告第 1 号について所要の改正を行うための審議を行っております。

今般、平成 17 年 10 月 14 日の第 90 回企業会計基準委員会で、標記の実務対応報告の公開草案（以下「本公開草案」という。）の公表が承認されました。

本公開草案の公表は、広くコメントを頂くことを目的とするものです。本公開草案に関するコメントがございましたら、平成 17 年 11 月 21 日（月）までに、原則として電子メールにより、下記へ文書でお寄せください。なお、個々のコメントについては直接回答しないこと、コメントを当委員会のホームページ等で公開する予定があること、名前が付されていないコメントは有効なものとして取り扱わないことを、あらかじめご了承ください。

なお、本公開草案の中で、他の公開草案について触れている箇所がありますが、本公開草案においては、当該他の公開草案が最終的な会計基準等として確定することを前提とした表記をしております。したがって、当該他の公開草案の内容が修正された場合には、本公開草案も修正される場合があることにご留意ください。

記

電子メール：       cb@asb.or.jp  
FAX       :       03-5510-2717  
お問い合わせ先：   03-5510-2737

## **本公開草案の概要**

以下の概要は、コメントをお寄せ頂くにあたっての便宜に資するため、実務対応報告公開草案第 16 号「会社法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」（以下「実務対応報告公開草案第 16 号」という。）において、実務対応報告第 1 号及び実務対応報告第 11 号と異なる定めをした主な箇所について要約したものです。コメントをお寄せ頂く際には、より正確な議論のために本公開草案をお読みくださいますようお願い申し上げます。

### ■ 自己新株予約権に関する会計処理（実務対応報告公開草案第 16 号 Q2 参照）

会社法において新たに明示された自己新株予約権について、その取得時は、取得した新株予約権の時価に取得時における付随費用を加算して取得価額を算定する。また、保有時は、その帳簿価額を、純資産の部の「新株予約権」から控除し、自己新株予約権の種類、数及び金額について注記を行う。なお、取得時には損益を計上せず、消却時及び処分時に損益を計上する。

### ■ 会社法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債に関わる新株予約権が行使されたときの会計処理（実務対応報告公開草案第 16 号 Q3 及び〔設例 1〕参照）

会社法に基づき発行された転換社債型新株予約権付社債は、募集事項において、社債と新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないこと及び新株予約権が付された社債を当該新株予約権行使時における出資の目的とすること（会社法第 236 条第 1 項第 2 号及び第 3 号）を、あらかじめ明確にしている新株予約権付社債とする。

また、発行時に一括法で処理されている当該転換社債型新株予約権付社債に関わる新株予約権が行使され、新株を発行する場合は、当該転換社債型新株予約権付社債の社債金額（発行時における社債金額と払込金額との差額に係る行使時の未償却残高がある場合には当該金額を加減した金額）をもって、資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える。この結果、新株予約権が行使されたときには、損益が生じないこととなる。

### ■ 会社法に基づき発行された外貨建転換社債型新株予約権付社債の発行者側の会計処理（実務対応報告公開草案第 16 号 Q5 及び〔設例 2〕参照）

#### ➤ 発行時の会計処理

発行時の円貨への換算は、発行時の為替相場による。

#### ➤ 決算時の会計処理

決算時の円貨への換算は、決算時の為替相場による。また、決算時における換算によって生じた換算差額は、当期の為替差損益として処理する。

#### ➤ 新株予約権行使時の会計処理

新株予約権行使時に資本金又は資本金及び資本準備金に振り替える額の円貨への換算は、当該行使時の為替相場による。また、行使時の換算によって生じた換算差額は、当該行使時の属する会計期間の為替差損益として処理する。

■ 適用対象

実務対応報告公開草案第 16 号は、会社法による新株予約権及び新株予約権付社債について適用する。なお、会社法施行日前に発行の決議があった商法による新株予約権及び新株予約権付社債については、現在改正を行っている実務対応報告第 1 号（実務対応報告第 1 号に所要の改正を行った実務対応報告公開草案第 17 号「商法による新株予約権及び新株予約権付社債の会計処理に関する実務上の取扱い（案）」）及び実務対応報告第 11 号の定めによることとする。

以 上